

平成 21 年 1 月 28 日

各 位	会社名	キャノン株式会社
	代表者名	代表取締役会長 御手洗 富士夫
	コード番号	7751
	上場取引所（所属部）	東京、大阪、名古屋（以上第一部） 福岡、札幌
	問合せ先	常務取締役経理本部長 大澤 正宏 (TEL. 03-3758-2111)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員および幹部従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することならびに当社の取締役に対し報酬等として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 108 期定時株主総会に提案することの決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
会社業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役、執行役員および幹部従業員に対し、新株予約権を無償で発行することとし、もって長期的な企業価値の向上を図るものであります。
2. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、執行役員 10 名および重要な職責を担う幹部従業員 35 名以内といたします。
3. 新株予約権の数の上限
本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、11,000 個を上限といたします。
4. 新株予約権についての金銭の払込み
本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないことといたします。

5. 新株予約権の内容

本総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容は、次のとおりといたします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は 1, 100, 000 株を上限とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の

総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使することができる期間

平成 23 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 新株予約権のその他の行使条件

①1 個の新株予約権につき一部行使はできない。

②新株予約権者は、当社第 108 期定時株主総会終結後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役、執行役員または従業員であることを要す。

③新株予約権者は、取締役、執行役員または従業員の地位を失った後も 2 年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。

④新株予約権の相続はこれを認めない。

⑤その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

6. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（5,700 個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、取締役選任に関する第 3 号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は 25 名となります。

以上